

会 議 録

	令和5年度第1回和泉市都市計画審議会
開催日時	令和5年8月9日（水）13時30分から15時30分まで
開催場所	コミュニティセンター1階 中集会室
出席者	和泉市都市計画審議会委員 18名 市長、副市長、都市デザイン部長、都市政策室長、その他事務局5名
会議の議題	議第1号 和泉市景観計画（案）の策定について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・市長挨拶 ・議案審議 ・その他（報告1件） ・閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開、傍聴者2名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

それでは、只今より令和5年度第1回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては公私ご多用のところ、本審議会にご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に僭越ではございますが、私は本日、進行役を務めさせていただきます都市政策室の山口でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

本審議会は、「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」及び「和泉市都市計画審議会公開要綱」に基づき公開し、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のためICレコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員総数18名中、18名の委員にご出席を賜っており、委員の全員がご出席ですので、「和泉市都市計画審議会条例」第6条第2項に基づき、本審議会は有効に成立してございます。

続きまして、委員の交代及び代理出席がございましたので、ご紹介させていただきます。

4号委員、町会連合会代表高須賀平様が町会連合会を退任されたことにより池内啓二様が新たに就任されました。

3号委員、和泉警察署長の中野武義様でございますが、他の公務のため代理で総務課長の丸山英樹様にご出席いただいております。

続きまして、市におきましても、4月に職員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。

都市政策室長の阿形でございます。

都市政策室都市政策担当課長の佐原でございます。

それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。

辻市長、よろしくお願いいたします。

【市長】

皆様、こんにちは。市長の辻でございます。

本日は、公私何かとお忙しい中、令和5年度第1回和泉市都市計画審議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には平素より本市まちづくりをはじめ、市政の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、流行から3年が経過しました新型コロナウイルスではございますが、現在新たに感染者が増えている状況ですので、引き続き留意いただきますようお願いいたします。

一方で、分類が2類から5類に移行したことにより、社会活動が活発に行われるようになりまして、行事やイベントが各地で行われ盛り上がりを見せており、大阪につきましても再来年に関西万博が開催される予定であり、本市も積極的な行政運営を進めてまいりまして、和泉市に訪れたい、また和泉市に住みたいと言っていただけるような魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

そのための取組みのひとつとして、本市が主体的に地域の個性を反映した良好な景観を守り、より魅力的な景観をつくり出していくために、8月1日に景観行政団体へと移行いたしました。

景観行政をはじめとして、今後更なる和泉市の発展のために全力で市政運営に取り組んでまいりますので、皆様方には変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日ご審議をお願い申し上げます案件は、「和泉市景観計画（案）の策定について」でございます。

忌憚ないご意見を頂戴し、ご審議いただき、原案どおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

結びになりますが、本日ご出席いただきました皆様方の更なるご活躍を心からご祈念いたしまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

市長につきましては、この後、他の公務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、これにて退室させていただきますので、ご了承願います。

(市長退室)

では、本日の議案につきまして、市長から審議会へ付議されておりますことから、これ以降、議事進行につきましては、嘉名会長にお願いしたいと存じます。

嘉名会長、よろしくお願いいたします。

【嘉名委員】

皆さんこんにちは。暑い日が続きますがご自愛ください。それでは、早速ですがお手元の次第にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日は議事が1件と報告が1件となっております。

それでは、「議第1号 和泉市景観計画（案）の策定について」を上程し、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の佐原でございます。

只今ご上程いただきました、議第1号「和泉市景観計画（案）の策定について」ご説明いたします。

説明につきましては、参考資料の資料1「和泉市景観計画（概要版）」を主に用いて、ご説明させていただきます。説明につきましては、着座にて失礼いたします。和泉市景観計画策定の取組みにつきましては、昨年度の都市計画審議会にて、ご報告しておりますが、景観法第9条第2項にて、「景観行政団体は、景観計画を定めるためには都市計画審議会の意見を聞かなければならない」と規定されておりますことから、本審議会にてお諮りするものです。

それでは、参考資料の資料1 和泉市景観計画（概要版）の2ページをご覧ください。

「和泉市景観計画」は、景観法第8条第1項に基づく「良好な景観の形成に関する計画」であり、景観形成に関する目標や方針、行為の制限などを定めており、計画の対象区域は和泉市全域としております。

続きまして、「和泉市の景観の特徴」を2ページ下部に整理しております。

1点目は、「身近に親しめる豊かな自然景観」

2点目は、「緑と一体となった心地良い市街地景観」

3点目は、「悠久の歴史がつくる景観」

4点目は、「活力と賑わいを感じられる景観」でございます。

次に3ページをご覧ください。

「景観形成の理念・目標・方針」を定めております。

まず、「景観形成の理念」でございますが、市民、事業者、行政等のそれぞれが、将来の景観を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へと継承していくために、第5次和泉市総合計画に掲げる「将来都市像 未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」と「まちづくりの目標」を景観形成の理念としています。

次に目標でございますが、第2次和泉市都市計画マスタープランの都市計画分野の基本目標を基に「都市と自然の心地良さの中に、活力と賑わいを感じられる景観の形成」と設定しております。

最後に方針でございますが

- ・ 1つ目に 和泉市の景観の特徴を守り、育む
- ・ 2つ目に 和泉市の景観の特徴に磨きをかける
- ・ 3つ目に 和泉市の景観形成の担い手を育み、活かす

の3つの方針を掲げております。

次に4ページをご覧ください。

こちらは和泉市が目指す本市の景観構造であり、「都市計画マスタープランの都市景観の方針図」を基に作成しております。

景観構造の詳細につきましては、5ページに示しておりますので、4ページ5ページを合わせてご覧ください。

ここでは、市内各地域・地区の特徴に応じた景観形成の取組を推進するために、「景観ゾーン・景観エリア」、「景観軸」、「景観形成拠点」を設定しています。

このうち景観ゾーンにつきましては、都市計画マスタープランの「都市景観の方針図」に即して「平地部景観ゾーン」・「丘陵・台地景観ゾーン」・「山地景観ゾーン」の大きく3つのゾーンを設定して、これらのゾーンを更に2つあるいは3つのエリアに分けてお

ります。

これらのゾーン・エリア設定に加え、景観軸として、道路景観軸、河川景観軸、歴史街道景観軸の3つの軸を設定しており、それぞれの景観軸は、都市計画マスタープランやみどりの基本計画、大阪府景観計画を基に設定しています。

つづきまして、「景観形成拠点」については、地域の景観形成を先導するものとして、都市計画マスタープランに記載のある公共施設や公園・緑地、地域の活動拠点等とされる公共施設を含む区域について、大きく4つに分けて設定しております。

次に6ページをご覧ください。

景観形成の方策を示しております。

目に見えるものすべてが景観を構成する要素となるという考えのもと、さまざまな分野の制度と連携し、景観形成の目標実現に向けた取組みを進めることとし、「大規模行為の景観形成」、「屋外広告物の景観形成」、「重点地区の景観形成」、「景観資源の景観形成」、「市民主体の景観まちづくり」の5つの視点から、景観形成の取組みの方向性や具体的な方策を示しています。

6ページ下部にあります「市全域図」をご覧ください。

行為の届出・事前協議などが必要となる区域として、和泉市域のうち、金剛生駒紀泉国定公園を除く区域を行為の制限の対象としています。

次に7ページをご覧ください。

大規模行為の景観形成として、事前協議・届出が必要となる大規模行為を記載しています。

一定規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、屋外における物件の堆積が届出等の対象行為となります。

大規模行為ごとの景観形成基準としては、眺望、配置・規模、形態・意匠、色彩、外壁に設置するもの、屋上に設置するもの、緑化・外構等の項目について配慮すべき内容や遵守すべき基準を定めております。

次に8ページをご覧ください。

屋外広告物の景観形成として、事前協議が必要となる行為と対象規模を示しております。

景観誘導指針では、屋外広告物とデジタルサイネージ等について、配慮すべき基準を示

しています。

次に 9 ページをご覧ください。

重点地区の景観形成について示しています。

重点地区とは、良好な景観の保全または創造が特に重要な地区を定め、景観形成に重点的に取り組むことで、和泉市らしい景観のモデルを形成し、景観形成の考え方や方法を市全域へ拡大するためのものです。

現在、指定はありませんが、指定地区の種別と指定の方針、そのイメージについて示しており、9 ページ下部では、景観の形成に関連する地区指定・協定締結の状況を示しております。

次に 10 ページをご覧ください。

本市の景観資源を示しています。景観資源は、都市計画マスタープランや文化財、都市計画公園・緑地、環境省自然環境基礎調査などを根拠として選定しております。

次に 11 ページをご覧ください。

市民主体の景観まちづくりとして、良好な景観を形成していくうえで重要な役割を担う市民等の役割を示しています。

市・市民・事業者が連携して景観まちづくり活動を実践していくための具体的なイメージを写真と図で示しております。

また、11 ページ下部では、計画の進行管理と見直しにつきまして、景観計画を継続的に実施していくにあたり、評価指標を活用し適宜計画内容の見直し及び拡充を図ることを記載しています。

和泉市景観計画（案）の説明につきましては、以上ですが、最後に、計画策定にあたり実施しましたパブリックコメントの結果について、ご説明いたします。

参考資料の 17 ページ、資料 3 「和泉市景観計画及び和泉市景観条例の素案パブリックコメント募集結果概要」をご覧ください。

景観計画を策定するにあたって、令和 5 年 3 月 3 日から 3 月 28 日まで 景観計画及び景観条例の素案についてパブリックコメントを募集しました。

結果としては、1 名の方から 2 件の意見をいただきました。

頂きましたご意見の概要としまして、一つ目は、日常的に目にする身近な景観の改善に関することでした。

景観計画への反映内容としましては、日々の生活における市民の具体的な役割に、景観への意識を高めていただくための文言を追加しました。

二つ目は、最近増えてきている電飾、いわゆるデジタルサイネージに関するご意見でした。反映内容は、屋外広告物の景観誘導指針の項目にデジタルサイネージの解説を追加し、照明付広告物などのまぶしすぎない明るさの基準を追加しました。

以上で議第1号「和泉市景観計画（案）の策定について」説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご答申賜りますようお願いいたします。

【会長】

只今、議案の説明が終わりました。

何かご意見、ご質問等ありましたら、マイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。

【小林委員】

これに関しまして3点お伺いします。和泉市景観計画は府内で何番目に計画されたのか。和泉市らしさはどのように表現されていますか。ご説明の中にあつたかもしれませんが、的確に簡単にお答えください。

【事務局】

事務局藤原です。和泉市景観計画は府内で20番目の策定になります。また、和泉市らしさにつきましては景観計画概要版P2ページにお示ししておりますとおり、和泉市の景観の特徴を「自然・歴史文化・暮らしの観点」から4つに整理しております。

【小林委員】

分かりました。では、府内で早くに計画を策定した団体名と策定の年度及びその特色についてお聞きします。

【事務局】

事務局藤原です。府内で早くから景観計画を策定した団体としましては、大阪市・箕面市、吹田市があげられます。各々の特徴としましては、大阪市では平成18年に景観計画を策定し、景観の担い手として、民間団体等による自発的な景観の保全・整備の推進を図っております。

箕面市では、平成20年に景観計画を策定し、大正時代の貴重な洋館を地域のシンボルとして位置づけ、建築物の所有者と協力し、歴史的に貴重な建築物の保全を図ってい

ます。

吹田市では、平成21年から、景観計画を策定し、建築物の届出対象規模を小規模なものまで届出対象とすることで、よりきめ細やかな景観形成を図っています。

【小林委員】

分かりました。では関連してお聞きしたいのですが、和泉中央駅の一角に目立つ看板を設置している建物があります。市として看板についての方向性を示して協力を依頼する。あるいは看板の明度や彩度の基準を持つべきではないかと私自身考えております。奈良の事例ですが、家電量販店の看板を出店計画の段階で事業者と自治体が話し合い落ち着いた色合いで双方が合意している同じメーカーの量販店がございます。本市もこれを機会に景観にふさわしいような外観を商業者にも求めていくべきではないかと思っておりますけれども、ご見解をお願いします。

【事務局】

事務局藤原です。景観計画につきましても原則として景観条例施行時に既にある建築物につきましても遡って適合をお願いするものではございません。しかしながら色の塗り替えというのは絶好の機会と考えることから事前に景観形成に向けた協議を求め、本市景観計画に適合するような色となるように、お願いをしていきます。

また、景観計画の案の中に屋外広告物に関する色の規定を一定設けておりまして、こちらはあくまでもお願いベースにはなってくるのですが、色の塗り替え等を行う際にはこちらの基準に適合していただけるようお願いをしております。該当ページとしましては、景観計画（案）の46ページ目に屋外広告物の色彩誘導指針という形でお示しております。

【小林委員】

分かりました。行政としても問題意識を持っていただいて、今のお答えから察するに景観を事業者にも協力を求めるということでございますけれども、協力を求めるだけで強制力はないという風に理解いたしました。しかしですね、企業イメージの上からも、企業カラーが景観とマッチしないということは企業イメージとしても良くないという風に思いますので、ぜひ当該の事業者と話し合っただけで駅前前の景観にふさわしいような落ち着いた色合いにさせていただけるように要望を致しまして質問を終わります。

【会長】

それでは私から。先ほど、大阪府内で20番目ということでございまして、私は初期のころから他市の景観計画に関わらせていただいています。

景観行政団体が現在、全国で800ぐらいかな。全国の地方自治体数が1700くらいだと思いますので、4割強ぐらいの自治体が景観行政団体になっております。

これからの時代、たくさん建物が建つ時代でもないと思いますので量よりは質といいますか、そういう形でまちの価値を上げていくという中で景観がそれだけ重要になると思います。法律ができたのが2004年からなので来年で20周年を迎えます。学会でも10年くらい経った時に大規模な調査を実施しています。そういう意味ではぜひ、まずは最初の5年10年は事前協議等で、大規模が中心なので窓口協議をしていただくということで、まずは慣れていただくことが重要であると思います。というのも、他の自治体を調べていると10年や5年で改定を重ねておられます。例えば地区の詳細化。今回は市域全域が景観計画区域だと思いますけれども、それを詳細化する。今は景観に影響を及ぼす大きな建物だけが対象になっていますが、小さな建物でも景観に影響がある。例えば戸建てとか歴史的な街並みがあるところは、影響具合が違うということでエリアごとに細かく見ていくことは多くのところでされているので、そういうことも将来視野に入れて、まずは窓口業務に慣れていただく必要があると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。それから先ほど小林委員からも質問のあった屋外広告物の関係ですけれども、こちらは大阪府の屋外広告物条例に基づいてのご指導なので、大阪府の屋外広告物条例は緩いですよ。緩いというか全国どこも同じですが、都道府県の屋外広告物条例は必ずしも細かくはない。和泉市はそのあたりを苦労していて、ガイドラインとか任意のお願いではあるけれども、かなり厳しいルールは導入されてはいるのですが、例えば将来的に屋外広告物条例と一体となった景観条例を目指すとか、そういったことも視野に入ってくるのかなと思います。どんどん事務量も増えていくということもあり、最初から事務量を増やすとパンクしてしまうということもあるので、最初から高いハードルを求めるつもりはないのですが、ぜひきめ細やかなことを目指していくということでは、ステップアップしていくような景観計画を目指していただければと思います。

【阿部委員】

私は景観計画策定委員をしておりまして、その時パブリックコメントがなぜ1件しかないのかなど、案外関心がないのかなという風に思いましたけれども、やっぱりアピールの仕方の問題もあると思うので、今回はこれでいいのですが、次回からは工夫していただきたいなと思います。もう一つ、商業施設は目立ちますが、戸建てでもとんでもないことをする人がいて、全国には例えば、家の外壁を真っ赤にするとか、そのようなことをする人もいるわけですが、やっぱり戸建てのそういう面も頭に入れていただきまして、対応していただきたいなと思います。和泉市は凄く熱心にしておられますので、この計画も工夫されていると思います。

【事務局】

事務局藤原です。ご指摘いただいたようにパブリックコメントについて、お一人だけだったのですが、これまで和泉市には景観に関する方針やガイドライン、計画といったものがなかったので、私たち行政のみならず市民さんの景観意識も非常に低いのではないかと考えています。その中で大規模な建築物等に関しては、届出による景観への適合を図るとともに、景観計画概要版の11ページにお示ししていますように市民主体の景観まちづくりというところで、市民さんの景観意識を醸成していくような取り組みを今後どんどん取り組んでいきたいと考えています。

また、もう一点ご質問いただいております戸建て住宅についても適合するようなご意見ですが、今回届出対象となるのが大規模なものになるのですが、和泉市景観条例の中では、届出に満たない規模につきましても色の適合等、緑化も含めて、景観に適合するように配慮を求める努力義務という位置づけを行っておりますので、これから届出対象や届出対象でないものも含めて、市民の皆様に景観意識を高く持っていただけるように行政としても様々な取り組みを行ってまいりたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。景観はそういう意味では先ほども申し上げましたけれども景観行政団体は全国で4割ということから逆に6割がしていないということになります。やりましたということを知らない人もかなりいらっしゃる。景観行政では啓発もセットで活動してもらえればと思います。例えば、景観賞のようなものを設けたり、フォーラムとかシンポジウムといったもので市民の皆様に発信したり、ぜひ普及啓発の機会

を設け、市民の皆様にご覧いただく機会をお願いします。ちなみに広報には載りますか。

【事務局】

和泉市景観計画の運用が来年の1月になりますが、そのことについて特集を組むことになっています。

【会長】

ぜひとも啓発して頂いたらと思います。先ほど言い忘れたのですが、景観の行為の制限は都市計画法で制限できないものでもいっぱい制限できる良さもあって、例えば、物件の堆積とかそういったものも制限できます。例えば、産廃処理場で積み上げているようなものでも、やめましょうとかそういうことを、都市計画法とか建築基準法ではできないことを景観法ではできることもあって、ほかの制度を使い分けることによって、まちの景観をよくしていこうというのも可能ではあります。いきなり難しい問題を抱えるのはしんどいと思いますので徐々にレベルアップしていただけたらいいかと思います。ぜひ使いこなしていただけたらと思います。

【中委員】

落書きの問題はどの対象になるのでしょうか。

【事務局】

事務局藤原です。落書きにつきましてはあくまで個々の景観意識の問題と私たちは認識しておりますので、これは計画案の52ページに市民等の役割を定めております。市民等の役割の上から3行目、「住まいの適切な維持管理や掲示物の設置、管理にあたっての周辺景観の配慮、落書き等の景観を損なう行為の防止などがまちの美観を保ち景観と調和したまちづくりを進める上では欠かすことができません。」と明記しております。あくまで落書きについては景観で届出等をもってどうこうできる問題ではありません。一人一人の景観の意識の向上をもって、減っていくと期待をして今後さまざまな取り組みを展開していきたいと思っております。

【会長】

景観にはかなり影響があるものですね。落書きを減らしていく。また落書きがおきないようにする啓発活動自体は景観の取り組みの中でも重要ですね。

他に意見はありますか。

(意見なし)

無いようですね。

それではこの景観計画はやや特殊なのですが、議事ではあるのですが意見を伺うというタイプの議事となっていますので、お諮りしたいと思います。「議第1号和泉市景観計画(案)の策定について」原案どおり答申することについて、ご意見ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。意見ないものと認めます。よって、本議案は原案どおり答申することといたします。

続きまして、「次第2. 報告事項」に入らせていただきます。

事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の佐原です。

それでは、報告事項の「南部大阪都市計画地区計画(和泉コスモポリス地区地区計画)の変更」について概要をご説明します。報告資料にお付けしています資料をご覧ください。

今回の議題となりますコスモポリス地区は、和泉市の新都心である和泉中央駅周辺から南西へ約4kmに立地するテクノステージ和泉に指定されており、南端部では大阪外環状線に接している他、阪和自動車道の岸和田和泉インターチェンジに近接しております。

本地区の方針といたしましては、良好な立地条件を生かし、内陸部の緑豊かで快適な環境での産業団地の形成を目標とし、建築物の用途や規模、配置等に制限を設けることで、周辺の自然環境と調和した内陸型で環境にやさしい都市型工業や研究開発機能を中心とした産業団地づくりをめざす、としております。

それでは、地区計画の変更理由について、説明いたします。

都市計画法第21条の2の規定に基づき、土地所有者からテクノステージ和泉の脱炭素社会に配慮した操業環境づくりを目的とする地区計画の一部変更の提案がありました。和泉市としても、持続可能な低炭素社会を構築するため、エネルギー消費の抑制や再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷を低減する取組みが、引き続き必要であるとしていることから、地区計画の「建築物等の用途の制限」で規制されている電気供給業について、一部変更を行い、環境面への配慮や内陸型の産業団地としての一層の活性化を目的として、地区計画を変更します。

具体的な地区計画の変更内容につきましては、資料に記載のとおり、建築物等の用途の制限について、下線部の内容を追加し、原子力発電以外の非化石エネルギー源を活用した電気供給業を行えるよう、地区計画の一部を変更するものです。

今後の流れとしましては、本日報告した内容について、本年12月に和泉市都市計画審議会で付議させていただき、令和6年1月頃に都市計画変更を行う予定としております。

以上で、報告事項の「南部大阪都市計画地区計画（和泉コスモポリス地区地区計画）の変更」について説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。今後案の縦覧等、予定されておりました、12月の都計審に付議される予定であるということで事前にご報告していただきました。ただ今のご報告について、ご意見ご質問等ございましたら挙手の上発言をお願いします。

【小林委員】

3点お伺いします。まず参考までに非化石エネルギーにはどのようなものがありますか。

【事務局】

事務局藤原です。「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」第2条第2項の定義を要約しますと、「原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭」といった化石エネルギー以外のものが非化石エネルギーと考えられております。

このことから、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、太陽光発電、バイオマス発電、廃棄物発電を想定しております。

【小林委員】

分かりました。ありがとうございます。一気に規制解除するのではなく、必要性が生じた時点で判断していくのも一つの方法だと思っておりますが、行政の見解をお聞きいたします。

【事務局】

事務局藤原です。本市は、令和3年4月に「和泉市ゼロカーボンシティ」を表明しており、新たな脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めることとしています。そのような中、これまでの石油や石炭などの化石燃料から脱却し、太陽光やバイオマスなどの非化石エネルギーの利用を進めるため、今回「非化石エネルギー」全般を変更の対象とするものです。もっともゼロカーボンシティの表明というのは市を挙げて積極的にカーボンニュートラルに取り組むという内容でもございますので、申請に応じて一つずつ解除していくというのは、後ろ向きな姿勢ではないかと考えています。

【小林委員】

行政の考えは理解しております。ただ、日本全体が世界に占める地位及び日本の国力というのも過去の栄光にしがみつくわけにはいかないような状況が目の前まで来ているという風な状況もありますので、身の丈に合った方向で少しずつ拡大していかなければ、役所で働く人たちあるいは和泉市に負荷がかかるのではないかとこの風に私が申し上げます。

次に太陽光発電の終了時に設置者が責任をもって撤去できるようにしておくべきではないでしょうか。

【事務局】

事務局藤原です。令和3年に経済産業省より、太陽光発電施設の廃棄処理の責任は、太陽光発電事業者にあり、廃棄等費用を確保するのは当然の責任と名言されました。このことをうけ、「太陽光発電設備の廃棄等費用積み立て制度」が創設され、売電収入等から廃棄費用が差し引かれ積立金の管理を行う推進機関に収められることになっております。

【小林委員】

分かりました。私、勉強不足で積立金が撤去に十分賄えるだけの想定をしておられるのか、そのことが分からないのですけれども、積立金というのは発電の規模に応じて積

立の金額が決まっていますその積み立てた金額というのは必ず撤去費を十分算出できるだけの金額を想定しているのですか。確認です。

【会長】

事務局回答されますか。・・・小林委員。質問の趣旨をお伺いしたいのですけれども、地区計画の案に関連した質問なのでしょうか。

【小林委員】

私は関連していると思っているのですが。

【会長】

どのような点に関連するのか教えてください。

【小林委員】

都市計画の中で非化石エネルギーの発電の設備を作るということで、管理は従来と違って国が責任をもってしていただけるという風にイメージいたしましたけれども、必ずしも国が積極的にいち地方自治体の困難な案件に全力投球していただけるのかな？という私の・・・

【会長】

申し訳ないのですが、この地区計画の案に対して、例えば太陽光発電は禁止したほうが良いとかそのようなお考えをお持ちだったら、良いのですが、太陽光発電行政全般に関することをご質問されても、都市計画審議会で扱える内容からは逸脱しているように思いますが、いかがでしょうか。

【小林委員】

会長からそのようなご進言がありましたので、また私の疑問は違う機会ですでさせていたどうかと思います。

【会長】

はい別の機会でいいかと思います。

【小林委員】

はい、ありがとうございました。

【会長】

それでは変更の案についてぜひご意見いただければと思います。

【阿部委員】

市の方針通りしていただければ良いと思います。

コスモポリスの地域の電気を賄うために、僕としては安い電気を作れるという前提の下で環境にも良いのではないかと思います。

【事務局】

事務局佐原です。阿部委員のご案内の通りです。テクノステージで現在エネルギー源として、太陽光を屋根に並べている企業が自家消費しているという状態ではあるのですが、そこで発生した余剰なエネルギーを有効活用できていない状況となっているので、緩和いたしまして、ゼロカーボンといった取り組みに繋げていきたいという趣旨として、今回、地区計画の変更を提案していきたいということでございます。詳細につきましては、次回の都市計画審議会でご説明させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

【会長】

発電されていらっしゃるのに事業者さんの電力が有効に活用されていない問題が端を発しているということですが、他の事業者さんも当然有効活用していただいた方が良いでしょうということなので区域全体でという趣旨であると思います。特定の施設、特定の事業者を狙い撃ちするような地区計画はあまり趣旨としては望ましくない。やっぱり、エリア全体の土地利用に適ったやり方をするのが原則だと思います。

他にご意見はありますか。

(意見なし)

それでは他にご意見が無いようですので、これで議事及び報告を終了したいと思います。本日、ご可決いただきました和泉市景観計画（案）につきましては、9月に策定を予定しております。

それでは、これをもちまして、令和5年度第1回和泉市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市都市計画審議会 会長 **嘉名 光市**